

水産多面的機能発揮対策事業について

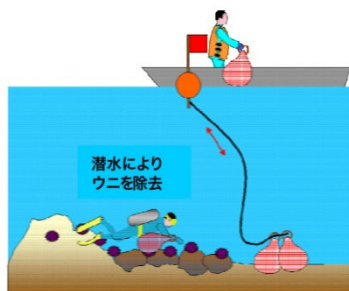
○目的について

- ・多くの水生生物の生活を支え、産卵や幼稚仔魚ようちしぎよに生育の場を提供する“藻場”が減少する『磯焼け』が石巻の沿岸においても発生している。
- ・そのため、令和2年度から漁協が主体となり実施する磯焼け対策等を通して水産資源の維持培養と環境保全を図る。

○各支所の取組について

- ①石巻湾支所 : 食害生物（サキグロタマツメタ等）の除去による干潟（アサリ漁場）の保全
アカモク藻場の保全（アカモク）
- ②石巻地区支所 : 食害生物（ウニ）の除去及び海藻の種苗投入等による藻場の保全
除去したウニの陸上での畜養（食材加工）
- ③網地島支所 : 食害生物（ウニ）の除去による藻場の保全

※藻場の保全イメージ図



●ウニ食害に対しては、潜水作業により完全除去を目指すことが有効

※ウニの畜養イメージ



※佐須浜かき処理場（ウニの畜養に使用）



※干潟の保全（サキグロタマツメタガイ（卵塊）の除去



ツメタガイと採取された卵塊

○本市の支援の体制について

- ・宮城県が事務局となっている「宮城県水域保全地域協議会」に石巻市及び県漁協関係支所が令和2年度に参加する。
- ・事業を実施する漁協及び漁業者等で組織された『活動組織』と、実施事業の内容について検討し、本市と協定を締結、活動への協力・事業推進を行う。
- ・『地域協議会』に対して交付金を交付する。

交付金負担割合
〔 国 7 : 地方自治体 3 〕

